

人権尊重社会の実現

市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域社会をめざして

人権って何だろう？
人権尊重社会はこうすれば
実現できるんだろう。



内容

- 国際社会における人権擁護の取組 … p1
- 日本国内における人権擁護の取組 … p2
- 山口県の人権擁護の取組 … p3
 - 山口県人権推進指針（令和6年12月改定）
 - 山口県人権教育推進資料（令和7年3月改定）
- 防府市の人権擁護の取組 … p4～
- 人権について考えてみよう … p6～

21世紀は「人権の世紀」と言われているけど、国連ではどんな動きがあったの？



- 1948 「世界人権宣言」採択（12月10日）
- 1959 児童の権利宣言を採択
- 1979 女子差別撤廃条約を採択
- 1989 子どもの権利条約を採択
- 1994 「人権教育のための国連10年」宣言(1995～2004)

人権教育のための世界計画は2005年から開始され、現在は第5フェーズが展開されているよ。また、第4フェーズから引き継ぎ、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）の達成を全面的に支援するよう位置付けてるんだ。

2005 人権教育のための世界計画開始

この計画により「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力と定義」⁽¹⁾されていて、以下の6つの目標を示したんだよ。

- (a)人権及び基本的自由の尊重の強化
- (b)人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達
- (c)全ての国家、先住民、及び人種的、民族的、種族的、宗教的及び言語的集団の間の理解、寛容、ジェンダーの平等並びに友好の促進
- (d)全ての人々が自由な社会に効果的に参加できるようにすること
- (e)平和を維持するための国連の活動の促進⁽²⁾

- 2007 先住民族の権利に関する宣言を採択
- 2010 国連事務総長、LGBTの平等に関する演説
- 2011 人権教育及び研修に関する国連宣言を採択
- 2015 2030アジェンダ、SDGs（持続可能な開発目標）を採択

本格的な人権教育・人権啓発への取組の推進

国連は、SDGsの採択で、世界が貧困、気候変動、人種やジェンダーに起因する差別など様々な問題・課題に直面していることに対して、こうした地球規模の問題を解決するために、「誰ひとり取り残さない」という共通理念のもと、17の目標とそれを達成するための169のターゲットを決め、2030年を目標に様々な取組を行っています。

フェーズ（期間）	テーマ
第1（2005-2007）	初等中等教育における人権教育行動計画
第2（2010-2014）	高等教育のための人権教育及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム
第3（2015-2019）	第1及び第2フェーズの履行に係る努力の強化、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進
第4（2020--2024）	青少年のための人権教育
第5（2025-2029）	青年と子ども、デジタル技術と人権、ジェンダー平等、環境・気候変動と人権教育など

日本ではどんな動きがあったのかな？



- 1946 日本国憲法の公布（1947施行）
- 1969～ 同和対策事業特別措置法（1969）、地域改善対策特別措置法（1982）、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（1987）に基づく対策事業の実施（～2002）
- 1997 人権擁護施策推進法施行
- 1997 人権教育のための国連10年国内行動計画取りまとめ
- 2000 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行
この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに必要な措置を定め、人権の擁護に資することを目的とすると定めたよ。
- 2002 人権教育・啓発に関する基本計画策定
- 2016 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行
・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）
・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）施行
- 2022 ・こども基本法施行
・改正個人情報保護法施行
・労働施策総合推進法（パワハラ防止法）施行
- 2023 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）施行
- 2024 改正障害者差別解消法施行
- 2025 ・情報流通プラットフォーム対処法施行
・人権教育・啓発に関する基本計画策定
・改正労働施策総合推進法成立（カスハラ対策法）

総合的・計画的な人権教育・人権啓発の取組を推進

憲法11条には、

「国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」として、基本的人権の大切さを示しています。

山口県では、
どんなことが
行われている
の？



- 2002 「山口県人権推進指針」の策定と「人権教育の推進にあたって」を作成
- 2003 「人権教育推進資料」作成
- 2007 「人権推進指針分野別施策の推進」改定
「人権施策推進審議会答申」が出される
- 2008 「人権に関する県民意識調査」の実施
- 2012 「山口県人権推進指針」改定と「山口県人権教育推進資料」作成
- 2024 「山口県人権推進指針」改定
- 2025 「山口県人権教育推進資料」改定

県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざして

全ての山口県民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して、自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかげがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方とし、自由・平等・生命をキーワードとして諸施策を推進し、人権の世紀と言われている21世紀を共に生きる地域社会の実現を目指します。



防府市は、2026年度(令和8年度)に、本市の令和12年度の姿を示した第6次防府市総合計画「輝き！ほうふプラン」をつくったんだよ。変化の速い時代に対応し、実行性のある計画とするため、これまでに、2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までを第5次総合計画として実施してきたんだ。

第6次総合計画では、第5次総合計画の成果などを踏まえつつ、本市の未来を見据え、新たに取り組む事業を加え、今後の5年間に実施する事業を具体的に示しているんだ。プランの分野別施策「教育・社会」の中では、「人権尊重社会の実現」を目指す方針と主な取組がまとめられているよ。

<方針>

市民一人ひとりが人権課題を理解し、お互いの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を目指します。また、性別に関係なくお互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

<施策>

1 豊かな人権感覚の育成

防府市人権推進指針に基づき、一人ひとりの基本的人権が尊重される社会の実現を目指し、市民ぐるみで人権尊重の教育、啓発を推進します。

2 男女共同参画社会づくりの推進

防府市男女共同参画推進計画に基づき、あらゆる場面で誰もが能力を発揮して活躍できる社会の実現に向けた取組を推進します。⁽³⁾

施策の展開

① 豊かな人権感覚の育成

② 男女共同参画社会づくりの推進

防府市では、20世紀の終わりに下のような人権啓発資料を作ったんだ。どんなことが書かれているか見てみよう。



下の資料は、平成12年(2000年)に防府市・防府市教育委員会・防府市同和教育推進市民会議(現在の防府市人権教育推進市民会議)が共同で作成した「いきいき・ふれあい・ぬくもり」という資料だよ。そのころ国では

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(2000年)が策定されたよ。この法律には、**第1条に法律制定の目的**「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。」⁽⁴⁾が示されているよ。

さらに、**第4条では、国の責務を**「国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を制定し、及び実施する責務を有する。」⁽⁵⁾とし、**第5条では、地方公共団体の責務を**「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつその地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」⁽⁶⁾とし、**第6条では、国民の責務として**「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するように努めなければならない。」⁽⁷⁾と定めているよ。

こうして、「人権の世紀」である21世紀を迎えた。



人権は長い歴史の中で私たち人類の
不断の努力で勝ち取ったものなんだね



もう少し「人権」
について考えてみよう



法務省では人権を、「『全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利』あるいは『人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利』であり、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものだ」と私たちは考えています。」⁽⁸⁾と説明しています。また、こどもにたちに対しては、「自分自身を含む一人一人に、幸せに生きていくための大切な権利があることを伝えています。」⁽⁹⁾ともあります。

つまり、人権は、誰もが平等に、どこにいても、どんなときにも、生きている限りずっと持ち続けている様々な権利のことなんだね。だけど、21世紀になってもう四半世紀が過ぎました。本当に人権が尊重された社会になっているかな？みんなはどう思う？



「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」の「はじめに」には、「第一次計画においても指摘されていた国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、それによって各人権課題における問題状況が複雑化するなど変化したほか、社会における人権意識の高まりとともに新たに生起又は顕在化した人権課題も存在している。とりわけ、近年においては、様々な人権課題に関連して、インターネットを介した人権侵害が深刻化しているところ、このような状況が更に進むことによって、社会の分断を招き、ひいては、基本的人権の根幹を揺るがすおそれが生じることにもなりかねない。」⁽¹⁰⁾と書かれています。

あなたは、普段のインターネットの使い方を振り返って、人権尊重意識をもって、インターネットを利用していると言えますか？

「…各相談窓口等に寄せられる被害件数自体は高止まりを続けており、抜本的な解決には至っていないため、青少年を含め、全世代を対象としたインターネット利用に関する教育・啓発は重要な課題である。そして、インターネット上の人権侵害は、加害者が匿名であることが多い上、必ずしも被害者への恨みなどの私的感情を背景として行われるものに限られず、社会的に非難され得る行為に及んだ人物に対して、自己の正義感に基づいて行った言論が誹謗中傷に発展しているケースや、閲覧数を増加させて広告収入を得ることを目的としているケースなど、その動機には様々なものが存在するという特質を有している。このことを踏まえ、今後は、被害者にならないための留意点や被害者になった場合の対応の周知を継続しつつ、加害者にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発にも重点を置く必要がある。」⁽¹¹⁾

① 氷山の一角！

④ 偏見は、親から子へ、さらには、人から人と、広がっていきませんか？

⑤ 偏見は、生れたときから持っているもの？

⑥ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

⑦ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

⑧ 偏見は、親から子へ、さらには、人から人と、広がっていきませんか？

⑨ 偏見は、生れたときから持っているもの？

⑩ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

⑪ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

⑫ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

⑬ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

⑭ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

⑮ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

⑯ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

⑰ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

⑱ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

⑲ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

⑳ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉑ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉒ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉓ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉔ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉕ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉖ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉗ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉘ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉙ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉚ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉛ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉜ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉝ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉞ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㉟ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊱ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊲ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊳ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊴ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊵ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊶ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊷ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊸ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊹ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊺ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊻ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊼ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊽ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊾ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

㊿ わたしも、生れたときから偏見を持って生まれてきたの？

現在、情報化社会の進展によって、インターネット上でも偏見が拡散されています。自分が偏見を持っていることに気づいていない場合、知らず知らずに人を深く傷つけていることもあります。

大分市教育委員会人権同和教育課「みんなのねがい第72集」より

私たちは日ごろ、「普通」「常識」「当たり前」という言葉が無意識に使うことがあります。また、「思い込み、固定観念、先入観、レッテル」などに優劣の考え方が加わったとき「偏見」「差別」「排除」「仲間外し」「いじめ」に発展していく場合もあります。そして、人は、「人より優位に立っているときには人に優しくなれるがその人と対等の関係になったとき競争の心理が働く」と指摘する人（元熊本県知事 潮谷義子さん）もいます。さらに、「足を踏んだ者には踏まれた者の痛みが分からない」とはよく言われることです。

私たちが「相手のことを思う想像力を持つ」ことは心豊かなぬくもりのある地域づくりの上でとても大切なことですね。



先入観

レッテル

偏見・差別・排除

固定観念

思い込み

あなたのふれあいが防府のふれあい

ふれあい

だれもが互いを認め合って、楽しもうと心が通い合いませんか。

良きパートナー良き理解者になつていきますか。

世代を越えて素敵なことを伝えていきませんか。

「人っていいな」「社会っていいな」そんな社会を次の世代に引き継いでいきませんか。
(守りたい、伝えたいですわ、美しい心)

文化や風俗の違いを認め、尊重しあうことが、国際理解の第一歩では…

あなたのいきいきが防府のいきいき

いきいき

だれもが生きがいをもって、はつらつとしたまちをつくってみませんか。

家族みんながかげがえのない存在として、役割を担っていますか。

誰もが自由に意見交換ができ、存在感が得られる職場ですか。

笑顔と明るくあいさつあふれるまちをつくりませんか。

自分なりの人生の楽しみ方を見つけられますか。

あなたのぬくもりが防府のぬくもり

ぬくもり

だれもがあなたにかい心をもって、思いやりのあるまちをつくってみませんか。

若い人に伝えたいことがいっぱいあるのではないですか。

あなたもボランティア活動に参加してみませんか。

一人一人の願いをみんなで尊重することができる社会でしょうか。

先入観で人を見ていませんか。



人権尊重社会の実現 「一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域社会」

私たちの人権感覚を磨く

- 自らの偏ったものの見方に気づくこと
- 自分を大切にすること
- 相手を思う想像力を高めること
- 互いに支え合う心を育てること
- 自分の命とつながる命を自覚すること

私たちの人権文化を高める

- 明るくあいさつが響き合う
- 人権課題への正しい知識と情報を尊重する
- 違いを認め合う心を大切にする
- 様々な人との交流を育む
- 自分も相手も尊重した自己主張を身につける

「誰か」のこと じゃない。

参考文献

- 山口県. 山口県人権推進指針(令和6年度改訂版), 2024, 61p
- 伊藤賀一監修. きみを強くする人権とSDGsの本 2 調べよう! 人権の歴史. 小峰書店, 2022, 39p
- (1)(2) 外務省「人権教育のための国連10年(1995年~2004年)行動計画(仮訳)」.
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/pdfs/k_keikaku3.pdf, (参照2025-12-22)
- (3) 防府市. 第5次防府市総合計画. 2021, 113p
- (4)(5)(6)(7) e-GOV法令検索「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」.
<https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC1000000147/>, (参照2025-12-23)
- (8)(9) 法務省「啓発冊子 1 人権の擁護」.
<https://www.moj.go.jp/content/001403427.pdf>, (参照2025-12-23)
- (10)(11) 法務省「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」.
<https://www.moj.go.jp/content/001440421.pdf>, (参照2025-12-22)